

○高山市市街地景観保存計画

昭和49年2月15日

市告示第79号

高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり高山市市街地景観保存計画を定める。

1 保存区域の種別

条例第3条の規定による市街地景観保存区域（以下「保存区域」という。）は、それぞれ地域の特性に応じ、次のいずれかの種別に区分して指定し保存を図るものとする。

イ 第1種保存区域

歴史的、伝統的建築物の周辺地域、または自然景観が優れていて建築物と調和している地域等で、景観及び環境の保全に配慮する地域とする。

ロ 第2種保存区域

伝統的建築様式により構成されている町並み、または伝統的建築様式の家居が点在し、風趣あるたたずまいを示している地域で、その景観を保存する地域とする。

2 保存基準

- (1) 保存区域内の建築物、工作物は別表に掲げる保存区域の特性と調和するようにする。
- (2) 区域内の空地は、植樹、花壇、造園等により環境の整備を図るものとする。
- (3) 区域内における保存のための具体的基準は、次のとおりとする。

イ 第1種保存区域の保存基準

- 1 当地域内における建築物の高さ、形態及び意匠が周辺の景観に調和するものであること。
- 2 建築物の形態は、コンクリート、金属物等の物量感を感じさせないものとする。
- 3 建築物、工作物等の位置、規模、形態及び意匠が自然景観、歴史的建築物及び道路、社寺等に調和し均整のとれたものであること。
- 4 建築物の屋根は、景観と調和を保つため、寄棟、切妻、入母屋等、屋根の勾配、軒の出、ひさしの出があるものとする。
- 5 建築物の道路に面した部分は、べにがらにすすを混じた古代色、またはそれに類する色等、落ち着いたものとする。
- 6 屋外広告物のデザインは、周辺の景観に支障を及ぼさないものとする。
- 7 現存する建築物、工作物のうち景観にそぐわないものは、今後改築に際し基準に基づき周辺との調和を図るものとする。

ロ 第2種保存区域の保存基準

- 1 建築物の高さは、現在の家並みにそろえるものとする。
- 2 建築物の道路に面した部分は木造形式とする。

- 3 町家住居は、1階並びに2階とも格子を設けるものとする。
- 4 町家様式店舗は、2階に格子を設けるものとする。
- 5 軒裏には、たる木（化粧）を設ける。
- 6 つとめて板どめを設ける。
- 7 道路から望見出来る部分の壁は、しつくい塗壁様式とする。
- 8 建築物の道路に面した部分は、べにがらにすすを混じた古代色、またはそれに類する色等、落ち着いたものとする。
- 9 建築物の外観に係るアルミその他金属性の建具等は、金属感を出さない着色のものとする。
- 10 へい並びに土蔵保護囲いは和風式にする。
- 11 屋外広告物のデザインは、周辺の景観に支障を及ぼさないものとする。
- 12 区域内建築物のうち、本局通り、安川通りに面したものは、建築物の高さ、設備、位置、規模、形態及び意匠が、保存区域内の町並みと調和し、均整のとれたものであること。
- 13 現存する建築物のうち町並みにそぐわないものは、今後改築に際し基準に基づき周辺との調和を図るものとする。

3 保存区域内の環境整備

市は、保存区域内の環境の保全整備、防火体制の充実等の事業を計画的に実施する。

別表

保存区域の名称	特 性
東山保存区域	緑濃い東山を背景に由緒ある社寺群と坂道に沿って並ぶ風趣ある民家が調和し、陰影の深い静かなたたずまいを示している。
神明町保存区域	宮川々畔に沿って軒を連らねる民家と、川面に影を映す樹木、朱塗高欄の中橋が美しく調和して落ち着いたたたずまいを示している。
上二之町保存区域	落ち着いた民家が建ち並び、互いに調和を保ちながら明るい端正なたたずまいを示している。
上三之町保存区域	落ち着いた民家、古い格子入りの民家が互いに調和を保ちながら、美しい町並みを保っている。
上一之町上保存区域	高山の町家が随所にみられ、三町のひとつとして昔日の商人町としての面影を残している。 近代建築とも比較的良く調和しており、伝統的建造物群保存地区とは異なつた景観要素を保ちつつ、新しい高山の町並景観の一つの方向を有している。
寺内保存区域	江名子川々畔の美しい景観を北側に隣接し、由緒ある寺院群が往時の雰囲気を感じさせ、落ち着いたたたずまいを有している。
下三之町中組保存区域	西側を宮川々畔に接し、屋台蔵や秋葉神社があり、又随所に高山の町家がみられ、近代建築とも比較的良く調和しており朝市のにぎわいで活気にあふれた、新しい高山の町並景観を有している。
片原町保存区域	宮川の東川畔にあり、狭い道の両側の民家は昔の職人町の面影を残して細かな地割で連なり特徴ある町並みを有している。
下三之町上組保存区域	西側を宮川々畔に接し、屋台蔵や秋葉神社があり、又随所に高山の町家がみられ、近代建築とも比較的良く調和しており朝市のにぎわいで活気にあふれた、新しい高山の町並景観を有している。
宝珠台組保存区域	西側を宮川々畔に接し、屋台蔵や秋葉神社があり、又随所に高山の町家がみられ、近代建築とも比較的良く調和しており朝市のにぎわいで活気にあふれた、新しい高山の町並景観を有している。
八幡町保存区域	隙間なく立ち並ぶ町家が、基本的骨格を共有しながらも時代ごとに差異を持つことで多様な景観が生み出されている。幅広い時代にわたる建造物が織りなす町並みを有する。
上一之町大町会保存区域	高山の町家が随所にみられ、三町のひとつとして昔日の商人町としての面影を残している。飛騨地域の商業と文化の中心として発展してきたため、貴重で歴史的な町並みを有する。
下一之町保存区域	現在も伝統的な生業を残す商店街としての景観と、御坊坂から続く「たて寺内」の昔ながらの佇まいを残す景観、さらに江名子川沿いの美しい景観の特徴的な3つの面で形成された下一之町の景観は、5つの屋台組という伝統的なコミュニティにより一体的に維持保全がなされ、歴史的風致を形成している。